

鳥取市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年1月24日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第1号

鳥取市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。